



長崎労働局発表

平成30年2月13日（火）

長崎労働局職業安定部

職業安定課長 林田 耕

地方職業指導官 市川 卓也

電話 095-801-0040

## ユースエール企業として「医療法人 協治会」を認定

### ～ 県内3社目、医療関係では初めて ～



長崎労働局（局長 小玉 剛）では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業として、

### 「医療法人 協治会」（理事長 <sup>ゆずり</sup>は <sup>てるあき</sup> 杠葉 輝明）

を県内第三号として認定（平成30年2月7日付け）し、「ユースエール認定通知書交付式」を下記のとおり執り行うことといたしました。

\*参考：全国の認定企業12／31現在 314社（うち医療・福祉関係81社）

#### ○ユースエール認定通知書交付式（2社合同での開催）

【表彰企業】 ○社会福祉法人 清心会（12/26認定）※1月29日発表済

○医療法人 協治会（2/7認定）

日 時 平成30年2月15日（木） 10時30分～11時30分

場 所 長崎労働局 大会議室（長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル8階）

内 容 認定通知書の交付、記念撮影、懇談会等

\* 認定通知書交付式は、撮影、傍聴可

\* 交付式終了後、認定企業及び労働局への取材を行うことも可能です。

\* 当日は、長崎労働局大会議室（8階）へ直接お越しください。

## 1. 【青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）とは？】

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」は、青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、平成27年10月1日に施行された法律です。

## 2. 【ユースエールとは？】

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。

## 3. 【認定の主な基準は？】（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ① 学卒求人など若者対象の正社員求人の募集を行っていること
- ② 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
- ③ 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ④ 労働時間、有給休暇、育児休業等について下記の条件をすべて満たすこと
  - ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいない
  - ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
  - ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業取得率が75%以上
- ⑤ 若者の雇用に関する情報（直近3事業年度の新卒者等の採用者数、離職者数、男女別採用者数、平均勤続年数、研修内容、自己啓発支援、キャリアコンサルティング制度等の有無とその内容、前事業年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合。）を公開していること
- ⑥ 過去3年間に認定企業の取消を受けたり認定基準を満たさなくなったことによる辞退をしていないこと、過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと、過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと、各種助成金の不支給措置を受けていないこと、重大な労働関係法令違反を行っていないこと等

## 4. 【認定のメリット】

以下の支援を受けることができるようになり、働きやすい職場であることのアピールや企業のイメージアップにつながり、若く優秀な人材の確保やその後の職場定着などが期待されます。

- ① ハローワークなどで重点的PRを実施
- ② 就職面接会などへの優先的な参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
- ⑤ 日本政策金融公庫による低利融資
- ⑥ 公共調達における加点点評価



## 認定企業の情報

### 医療法人 協治会

所在地： 〒850-0931  
長崎県長崎市南山手10番21号  
代表者名： 理事長 杠葉 輝明  
業種： 医療業  
従業員数： 194名（男性63名 女性131名）  
設立： 昭和42年  
連絡先： 095-824-5270  
認定年月日： 平成30年2月7日

#### ○会社の雇用管理に関する情報

- ・有給休暇の平均取得日数 : 13.6日
- ・月平均所定外労働時間 : 0.41時間
- ・育児休業取得率 : 100%
- ・人材育成の取組み : 各種研修、自己啓発支援制度あり